

|        |      |   |
|--------|------|---|
| 広島県収受  |      |   |
| 第 号    |      |   |
| 1.8.-9 |      |   |
| 処理期限   | 月    | 日 |
| 分類記号   | 保存年限 |   |

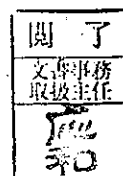
事務連絡  
令和元年8月8日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

医療用医薬品の全例調査方式による使用成績調査に関するQ & Aについて

標記について、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会宛てに連絡したので、その旨御了知の上、貴管下関係業者に対し周知方御配慮願います。





事 務 連 絡  
令和元年 8 月 8 日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

医療用医薬品の全例調査方式による使用成績調査に関するQ & Aについて

医療用医薬品の全例調査方式による使用成績調査（以下「全例調査」という。）の実施方法等については、「医療用医薬品の製造販売後調査等の実施方法に関するガイドラインについて」（平成 17 年 10 月 27 日付け薬食審査発第 1027001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）及び「医療用医薬品の全例調査方式による使用成績調査及び市販直後調査に関するQ & Aについて」（平成 21 年 9 月 7 日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課及び安全対策課事務連絡。以下「21 年 Q A」という。）により示してきたところです。

今般、21 年 Q A の内容を一部見直し、別添のとおり「医療用医薬品の全例調査方式による使用成績調査に関するQ & A」を取りまとめたので、貴会下関係業者に対し周知方よろしく申し上げます。

なお、本日をもって 21 年 Q A は廃止します。